

# 令和7年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月9日（火曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第8号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第9号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第55号	令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）
日程第 6	議案第56号	令和7年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第57号	令和7年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第58号	令和7年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第59号	令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第5号）
日程第10	議案第60号	令和7年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第61号	豊頃町議会議員及び豊頃町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正
日程第12	議案第62号	豊頃町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
日程第13	同意案第5号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第14	同意案第6号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第15		休会の議決

## ◎出席議員（8名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	5番 藤 田 博 規 君
6番 大 崎 英 樹 君	7番 大 谷 友 則 君
8番 坂 口 尚 示 君	9番 中 村 純 也 君

## ◎欠席議員（1名）

4番 杉 野 好 行 君
--------------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君
副町	長	山田	良則君
教育	長	中川	直幸君
農業委員会	長	井下	睦男君
代表監査委員		山口	浩司君
総務政策課	長	森	直史君
住民課	長	林谷	一徳君
福祉課	長	鏑木	政洋君
産業課	長	小野	直人君
施設課	長	田中	陽平君
会計管理者		大長根	典子君
農業委員会事務局	長	笠間	一秀君
教育委員会教育課	長	齋藤	学君
総務政策課	参事	江口	孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	山崎	勝巳君
庶務係	長	三島	佑里奈君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和7年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
山崎事務局長。
- 山崎事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
4番杉野好行議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。  
次に、議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりです。  
監査委員より令和7年10月8日から同年11月21日まで実施されました、令和7年度定期監査結果報告書及び令和7年8月から令和7年10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。  
なお、報告書はお手元に配付のとおりでありますので、ご確認のほどお願いいたします。  
以上です。
- 中村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。  
按田町長。
- 按田町長 議長から発言のお許しを受けましたので、令和7年第4回豊頃町議会定例会行政報告をいたします。  
冒頭、昨夜、発生しました地震について申し上げます。  
本町では住民の安全確保を第一に、発災後、速やかに災害対策本部を設置し、津波被害が予想される沿岸部地域を中心に避難を呼びかけ、対応に当たりました。  
現在のところ、人的・物的被害は確認されておらず、今朝、津波注意報解除に伴い

災害対策本部も解散しています。

冬、そして、夜間の避難指示、また、受入対策等の課題も生じており、今後の教訓となりました。

後発地震注意情報も発表されていることから、今後とも気を緩めることなく対応してまいりたいと思います。

それでは、お手元の行政報告に入りたいと思います。

最初に、11月1日の暴風雨による被害についてであります。

11月1日、発達した低気圧が北海道太平洋沿岸付近を通過したことに伴う暴風雨により、本町でも多大な被害が発生いたしました。

本町では、1日午前3時46分に暴風・波浪警報、大雨・洪水注意報が発令され、累積降雨量は、大津地区に設置しているアメダスにおいて95.5ミリメートル、最大1時間雨量26ミリメートルを観測いたしました。

この大雨により、町内においては町道の路面流出や法面崩壊、側溝埋塞等が25路線、河川の土砂堆積が4河川、その他の施設として大津地区教員住宅の屋根や十弗地区、大津地区の街路灯の破損などの被害が発生しております。

被災箇所の復旧につきましては、本定例会において補正予算を提案させていただき、ご承認いただいた後、災害補修に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、2、農林水産業の概況についてであります。

9月の第3回議会定例会行政報告以後の農作物の状況について報告いたします。

小麦については、生育期間、収穫時期が天候に恵まれ、収量は製品反収で11.38俵となりました。歩留まりも良く、品質も全量1等Aランクであるなど、質、量ともに平年を上回るものとなりました。

また、馬鈴薯においては、平年並みに収穫が始まったものの、生育期間全体的な高温少雨の影響により、澱原、加工、種子、食用の全てにおいて、収量は平年を若干下回りました。

甜菜は、収穫作業は平年並みに始まり、6月中旬から高温傾向が続くとともに、9月の降雨により干ばつが解消されたことにより生育が進み、収量及び糖度については平年を上回る見込みです。

豆類では、大豆は平年よりも収穫が遅くなりましたが、収量は平年並みであり、小豆、金時及び手亡は夏場の高温及び収穫期に雨が続いた影響により収量、品質ともに平年並みの状況です。

次に、酪農、畜産業の状況です。

生乳生産は、夏期の猛暑の影響はあったものの、生産出荷限度の抑制が緩和された

ことから、出荷乳量は前年度比104.5パーセントとなっております。

牧草、デントコーンについては、天候に恵まれ生育状況が良く、収穫についても適期に行われたことから栄養価の高い良質な粗飼料が確保されました。

肉用牛の黒毛和牛販売においては、新たなホクレン市場の開設に伴い、買付顧客の増加により1頭当たりの平均単価が底上げされ、販売額は4月からの累計で対前年比132.6パーセントとなっております。

次に水産業の状況であります。

本年漁期前の秋サケ来遊は、本町沿岸を含むえりも以東西部海域において、前年比79パーセントとなる461,000尾との来遊予測が公表される中、水揚げが開始されました。

結果として、大津漁港での秋サケの水揚げは、数量では前年比55パーセント、金額においては76パーセントと平成以降最低の漁獲高となっており、全道的にも記録的な凶漁となっております。

令和3年に発生した道東太平洋沿岸域の赤潮被害から4年が経過する中、十勝川への親魚来遊の回復も見通せず、サケ定置網漁業の基盤であるふ化放流事業の継続に対しても不安が残る状況であります。

次いで操業のあったシシヤモについては、前年度と比較して数量は同程度でしたが、魚体が小さく単価が若干下がったことから、金額においては対前年比で74パーセントとなりました。

11月に操業開始となったカニ籠漁及びホッキ漁につきましても、カニ籠漁は大津沖における資源の枯渇が危惧され、ホッキ漁は令和6年の時化により資源が著しく減少して以降、依然として低水準の漁獲となり資源回復の見通しは立っておりません。

さらに、本年も度重なる時化により定置網の漁網損壊が発生するなど、漁業者の経営を圧迫する事案が重なり、漁業全体が厳しい状況に直面しております。

本町の基幹産業である水産業の安定操業と、漁業経営の維持を図るため、国・道の動向を注視しつつ、必要な支援策を引き続き検討してまいります。

続きまして、3、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等についてであります。

令和7年11月、政府は約21.3兆円規模の「強い経済を実現する総合経済対策」を閣議決定しました。この中で、生活の安全保障や物価高への対応を強化するため、地方公共団体に配分される重点支援地方交付金として2兆円、物価高対応子育て応援手当として4千億円などが追加計上されたところであります。

こうした国の方針を受け、本町では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本定例会において「子育て応援手当」事業を実施するための予算案を提出させていただ

いております。この事業は、18歳までの子ども一人当たり2万円を支給するものであり、年内の支給開始を予定し、いち早く子育て世帯への支援を行ってまいります。

また、エネルギー価格や食料品の価格の高騰により影響を受けている生活者や事業者を支援するため、重点支援地方交付金を活用した事業については、国から推奨事業メニューが示されております。町民生活に直結する支援策については、可能な限り速やかに取り組む必要があると考えており、現在、水道基本料金の減免や「おこめ券」の配布等について検討を進めております。

なお、推奨事業の具体的な内容につきましては、国から随時情報提供が行われている段階ではありますが、詳細が明らかとなったものについては、早期に事業化できるよう準備を進めており、今定例会の会期中にも追加の補正予算を提案させていただきたいと考えております。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、4、昨夜発生した青森県東方沖を震源とする地震の状況についてであります。

12月8日23時15分頃、青森県東方沖を震源とする地震が発生し、本町では震度4を観測しました。

この地震により、23時23分に太平洋沿岸に津波警報が発令され、最大3メートルの津波が予想されたところであります。

こうした状況を受け、町では避難指示を発令し、23時45分には豊頃町役場に災害対策本部を設置しました。

あわせて、国道336号、トンケシの津波緊急避難場所及び大津地域コミュニティセンターにおいて住民の受入れを行い、約70名の住民が一時避難されましたが、夜間であることや安全確保の観点から、二次避難所として豊頃町える夢館を開設し、一次避難場所から移動された住民を含め、50名余りの方が避難されました。

また、漁港関係では、漁船6隻が沖出しを行っております。翌12月9日午前2時45分に津波警報が津波注意報へ切り替えられたことを受け、避難指示を解除しました。その後、午前6時20分に津波注意報は解除され、災害対策本部についても同時刻に解散しました。

なお、える夢館避難所については、同日午前8時10分に避難者全員が帰宅され、これに伴い閉鎖をしました。

現時点までに人的被害は確認されておらず、住家被害はなく、また、電気・水道等のライフラインについても被害は発生しておりません。

なお、現在、北海道・三陸沖を対象として、気象庁から後発巨大地震注意情報が発表されており、今後、一定期間、同程度の規模の地震が発生する可能性が平常時より

高まっているとされております。

本町といたしましては、引き続き関係機関と連携しながら情報収集に努めるとともに、町民の皆様に対し、日頃からの備えの確認など、適切な注意喚起を行い、災害対応に万全を期してまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これにて行政報告は終わりました。

### ◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番大崎英樹議員及び7番大谷友則議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間に決定しました。

### ◎ 委員会報告第8号

●中村議長 日程第3 委員会報告第8号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第8号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

令和7年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和7年12月5日。

3、調査の経過。

令和7年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和7年12月2日招集告示のあった令和7年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、12月5日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

令和7年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月16日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取扱いについては、令和7年第3回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

ウ、同意案第5号及び同意案第6号（固定資産評価審査委員会委員の選任）については、本町議会の運営基準に基づき、討論を省略して簡易採決することとした。

エ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月9日に開催するよう日程を調整した。

以上です。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第8号は報告済みとします。

### ◎ 委員会報告第9号

●中村議長 日程第4 委員会報告第9号 総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 委員会報告第9号、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

なお、詳細は提出のとおりで、概要を報告します。

調査事項。

書かない窓口導入による成果について。

調査期日。

令和7年11月10日。

調査結果について。

本町では、来庁者の窓口手続の負担軽減と窓口対応職員の業務負荷軽減を目的に、令和7年1月から書かない窓口を導入しており、マイナンバーカードなどの本人確認書類を読み取って申請書を自動作成する仕組みにより、ほぼ全ての手続が記入不要となっている。

経費については、システム導入に440万円、運用保守は年間23万4,000円である。

導入成果については、来庁者の申請書記入や待ち時間が、従来5分から10分程度要していたものが、1分から2分で完了できるようになり、職員の説明や内容確認作業も省略され業務負荷が軽減されたことを確認できた。特に、出生・死亡や転入・転出など、複数課にまたがる手続で効果が大きい。

なお、住民基本台帳事務など受付後の事務処理は、書かない窓口システムと事務処理システムが独立していることで従来どおりの手作業が残るため、既存システムとのデータ連携や定型的な入力処理を自動化するソフトウェアの導入などにより、窓口対応職員の事務負荷をさらに軽減できるのではないかとの意見が委員から出された。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第9号は報告済みとします。

### ◎ 議案第55号

●中村議長 日程第5 議案第55号 令和7年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案第55号、令和7年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)についてご説明いたします。

一般会計及び特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,364万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9

27万8,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

16ページをお開き願います。

なお、職員の人件費の補正につきましては、令和7年人事院勧告等に伴う増減補正であります。

1款議会費1項議会費から職員人件費など15万3,000円を減額。

2款総務費1項総務管理費において、1目一般管理費から職員人件費1,194万6,000円を減額するなど、20ページ、計682万6,000円を減額。

3項戸籍住民基本台帳費に戸籍・住民基本台帳システム等改修業務など、39万3,000円を追加。

4項選挙費から町長選挙費、22ページ、500万5,000円を減額。

5項統計調査費に国勢調査調査員報酬4万5,000円を追加。

24ページ、6項監査委員費に旅費1万4,000円を追加。

3款民生費1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に豊頃愛生協会運営補助金1,000万円、物価高対応子育て応援手当支給事業678万円、26ページ、3目老人福祉費に介護保険事業費繰出金705万7,000円を追加するなど、計2,354万3,000円を追加。

28ページ、2項児童福祉費において、職員人件費など、30ページ、計251万2,000円を追加。

32ページ、4款衛生費1項保健衛生費に職員人件費など、198万4,000円を追加。

2項簡易水道費に簡易水道事業会計補助金645万2,000円を追加。

34ページ、5款農林水産業費1項農業費に職員人件費など、1,287万2,000円を追加。

36ページ、4項水産業費に漁業用餌料高騰対策交付金150万円、秋サケ資源増大緊急支援事業交付金689万5,000円を追加するなど、計839万5,000円を追加。

6款商工費1項商工費に職員人件費12万5,000円を追加。

7款土木費1項土木管理費に職員人件費127万円を追加。

38ページ、2項道路橋梁費に職員人件費など、136万7,000円を追加。

3項住宅費に、40ページ、町営住宅修繕料350万円、管理備品120万円を追加するなど、計568万9,000円を追加。

5項施設費から公園施設管理費委託料68万9,000円を減額するなど、計77

万7,000円を減額。

6項公共下水道費に公共下水道事業会計補助金708万1,000円を追加。

42ページ、8款消防費1項消防費に消防団職員諸手当9,000円を追加。

2項災害対策費に職員人件費等、33万6,000円を追加。

9款教育費1項教育総務費に職員人件費など、44ページ、計1,150万8,000円を追加。

2項小学校費に電気料など、計296万8,000円を追加。

46ページ、3項中学校費に燃料費など、計221万6,000円を追加。

4項社会教育費において、4目える夢館費に修繕料114万1,000円を追加するなど、計143万6,000円を追加。

5項保健体育費において、2目体育施設費から町民プール管理委託料45万1,000円を減額するなど、48ページ、計61万2,000円を減額。

10款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費に町道災害補修360万円を追加するなど、計610万円を追加。

4項文教施設災害復旧費に教員住宅災害補修10万円を追加。

5項その他公共施設・公用施設災害復旧費に街路灯災害補修60万円を追加。

次に、歳入につきましては10ページをご覧ください。

1款町税1項町民税に2,300万円を追加。

2項固定資産税に300万円を追加。

10款地方交付税1項地方交付税に4,082万円を追加。

13款使用料及び手数料1項使用料に町営住宅使用料470万円を追加。

14款国庫支出金1項国庫負担金から児童手当226万7,000円を減額するなど、計231万6,000円を減額。

2項国庫補助金に、12ページ、物価高対応子育て応援手当支給事業650万円を追加するなど、計806万円を追加。

3項委託金に基礎年金等事務22万7,000円を追加。

15款道支出金1項道負担金から後期高齢者医療基盤安定負担金166万7,000円を減額するなど、計193万円を減額。

3項委託金に国勢調査4万5,000円を追加。

17款寄附金1項寄附金に教育振興201万円を追加するなど、計354万2,000円を追加。

14ページ、20款諸収入5項雑入に児童手当国庫負担金29万6,000円を追加するなど、計49万4,000円を追加。

21款町債1項町債に町道保全事業380万円を追加するなど、計400万円を追

加。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、5ページ、第2表地方債補正をご覧ください。

緊急自然災害防止対策事業の限度額を2,120万円、過疎対策事業の限度額を3億2,740万円に改め、地方債限度額の総額を5億7,520万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

1款町税

( 質 疑 な し )

●中村議長 10款地方交付税。

( 質 疑 な し )

●中村議長 13款使用料及び手数料。

( 質 疑 な し )

●中村議長 14款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 15款道支出金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 17款寄附金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 20款諸収入。

( 質 疑 な し )

●中村議長 21款町債。

( 質 疑 な し )

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

16ページをお開きください。

1款議会費1項議会費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 2 款総務費 1 項総務管理費。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 19 ページにあります、7 目企画費のところですが、企画一般経費の公共ポイント事業用景品についてお伺いたします。

こちらの財源では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や企業版ふるさと納税を使用されるかと思えますけれども、こちらの景品は具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。教えていただけますか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁させていただきます。

こちらの公共ポイントの事業用景品ですが、6 月補正に公共ポイントの電子システム、従来使っておりました電子磁気カード、ポイントを集める形態のものが使用期限を迎えるということで、新たにスマートフォンのアプリですとか、あと、従来どおり電子磁気カードでポイントを貯められるものに交換する予算をつけさせていただきました。

これに伴いまして、新たに導入、活用していただくということで、登録された方については、3,000 ポイントを登録した際に付与させていただきたいという内容で、事業用景品ということで、今回、計上させていただいております。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 ポイント等の付与に使用するという事だったのですけれども、事業用景品と書かれているものですから、あくまでも物等ではなく、ポイント等を付与するための事業にこの予算を用いるという考え方でよろしいでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 議員のおっしゃるとおりです。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 次に進みます。

20 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 4 項選挙費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 5 項統計調査費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 6 項監査委員費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 3 款民生費 1 項社会福祉費。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 25 ページの 1 目社会福祉総務費について、1 点ご質問させていただきます。

物価高対応子育て応援手当支給事業が計上されておりますけれども、こちらは国から示されている、子どものいる世帯に 2 万円を給付するというような事業かと思いますが、先ほど町長の行政報告にも年内の支給開始を予定しているというお話がありましたけれども、給付開始までの具体的なスケジュールとか、こういった流れでやるのか、お教え頂けますでしょうか。

●中村議長 鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 ご答弁申し上げます。

この給付金につきましては、子育て世帯に速やかに支援できるように、年内に支給開始ということは、先ほど町長もご説明申し上げたところです。

本予算を承認頂きましたら、まずは本日中にでも申出書を送付する予定です。国から示されております内容では、申出書をもって受給の意思の確認が必要になるとされております。

本日付で発送いたしまして、手元に到着して 1 週間か 10 日程度、希望しないという方は申出書を返送していただくこととなりますので、その日付をもって受給の意思を確認した後に、12 月 24 日頃をめどに支給したいと考えているところです。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 次に進みます。

28 ページ、2 項児童福祉費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 32 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 2 項簡易水道費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 5 款農林水産業費 1 項農業費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 4 項水産業費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 6 款商工費 1 項商工費。

- ( 質 疑 な し )
- 中村議長 7 款土木費 1 項土木管理費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 2 項道路橋梁費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 3 項住宅費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 5 項施設費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 6 項公共下水道費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 8 款消防費 1 項消防費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 2 項災害対策費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 9 款教育費 1 項教育総務費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 2 項小学校費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 3 項中学校費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 4 項社会教育費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 5 項保健体育費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 1 0 款災害復旧費 1 項公共土木施設災害復旧費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 4 項文教施設災害復旧費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 5 項その他公共施設・公用施設災害復旧費。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
  - 中村議長 質疑なしと認めます。

次に、5 ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第56号

●中村議長 日程第6 議案第56号 令和7年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 議案第56号、令和7年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書51ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,971万3,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

60ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費に印刷費22万円を追加。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金に保険給付費等交付金償還金17万2,000円を追加。

次に、歳入につきましては58ページをご覧ください。

6款繰越金1項繰越金に前年度繰越金39万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

58ページをお開きください。

6款繰越金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

60ページをお開きください。

1款総務費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 6款諸支出金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、議案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第57号

●中村議長 日程第7 議案第57号 令和7年度豊頃町介護保険特別会計補正予算

(第3号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 議案第57号、令和7年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書63ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,795万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,780万8,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

74ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費に介護保険システムガバメントクラウドシステム移行改修に460万円を追加するなど、計580万円を追加。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費に施設介護サービス給付費1,550万円を追加するなど、計1,900万円を追加。

2項介護予防サービス等諸費に介護予防サービス給付費180万円を追加するなど、計195万円を追加。

76ページ、4項高額介護サービス等費に40万円を追加。

3款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費に職員人件費70万7,000円を追加。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金に介護保険料還付金7万5,000円を追加。

78ページ、2項繰出金に一般会計繰入金精算返還金2万7,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては70ページをご覧ください。

3款国庫支出金1項国庫負担金に介護給付費負担金349万5,000円を追加。

2項国庫補助金において、1目調整交付金に介護給付費調整交付金173万6,000円を追加、8目介護報酬改定等システム改修事業補助金に56万円を追加するなど、計229万6,000円を追加。

4款道支出金1項道負担金に介護給付費負担金344万4,000円を追加。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金に介護給付費交付金576万2,000円を追加。

7款繰入金1項他会計繰入金に介護給付費繰入金267万3,000円を追加、そ

の他繰入金に448万2,000円を追加するなど、計705万7,000円を追加。

72ページ、8款繰越金1項繰越金に前年度繰越金590万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

70ページをお開きください。

3款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 4款道支出金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 5款支払基金交付金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 7款繰入金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 8款繰越金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

74ページをお開きください。

1款総務費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 2款保険給付費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 3款地域支援事業費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 5款諸支出金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決します。

#### ◎ 議案第58号

- 中村議長 日程第8 議案第58号 令和7年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

- 鏑木福祉課長 議案第58号、令和7年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書81ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,013万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

90ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費に、システムガバメントクラウドシステム移行改修に170万円を追加するなど、計280万円を追加。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金から保険料等負担金222万2,000円を減額するなど、計286万円を減額。

3款諸支出金2項繰出金に一般会計繰入金精算返還金13万8,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては88ページをご覧ください。

2 款繰入金 1 項他会計繰入金から保険基盤安定繰入金 2 2 2 万 2, 0 0 0 円を減額、事務費等繰入金に 1 0 6 万 2, 0 0 0 円を追加するなど、計 1 1 6 万円を減額。

3 款繰越金 1 項繰越金に前年度繰越金 1 3 万 8, 0 0 0 円を追加。

5 款国庫支出金 1 項国庫補助金に子ども・子育て支援事業費補助金 1 1 0 万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8 8 ページをお開きください。

2 款繰入金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 3 款繰越金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 5 款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

9 0 ページをお開きください。

1 款総務費。

1 番、小笠原議員。

●小笠原議員 一般管理費について質問させていただきます。

今回、子ども・子育て支援金制度改正対応システム改修について、国から補助金が出ていて、このまま予算に充てている形かと思いますが、後期高齢者医療特別会計補正予算の中で計上されているわけでありましてけれども、こちらが子ども・子育て支援事業に使われている意味合いについて、教えていただけますでしょうか。

●中村議長 鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 ご答弁申し上げます。

子ども・子育て支援金制度につきましては、国で決められた子ども・子育てに関する支援に使う予算として、メディアでも大分報道されておりましたけれども、医療保険から平等に、国民に負担してもらうという名目の下、制度が始まるものです。

こちらは令和 8 年度からスタートするものですが、公的医療保険の保険料に上乗せ

する形で負担するものです。こちらについては、保険料と合わせた賦課徴収に必要なシステムの改修費用として計上しているものです。

後期高齢者医療保険の対象者の場合、令和8年度で大体1人当たり平均月額200円と想定されております。その他の医療保険につきましては、ベンダーのシステム改修のスケジュールもございますので、別途、改修する予定になっております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

次に進みます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 3款諸支出金。

( 質 疑 な し )

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を進めます。

### ◎ 議案第59号

●中村議長 日程第9 議案第59号 令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算

(第5号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中施設課長。

●田中施設課長 議案第59号、令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

簡易水道事業会計補正予算書1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容について、4ページ、5ページをご覧ください。

5ページの収益的支出からご説明いたします。

1款簡易水道事業費用1項営業費用において、1目原水及び浄水費に浄水場修繕料133万円を追加、5目総係費に職員人件費502万2,000円を追加するなど、計512万2,000円を追加。

なお、職員人件費の補正につきましては、令和7年人事院勧告などに伴う補正であります。

次に、4ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款簡易水道事業収益2項営業外収益、3目他会計補助金に一般会計補助金645万2,000円を追加。

次に、1ページに戻りまして、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を1,451万5,000円に改めるものであります。

第4条、他会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億1,310万4,000円に改めるものであります。

なお、今回の補正により、7ページから9ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表が変更になっておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

令和7年度豊頃町簡易水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

4ページをお開きください。

1款簡易水道事業収益。

(質疑なし)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

5ページ、1款簡易水道事業費用。

( 質 疑 な し )

●中村議長 次に、1ページに戻っていただき、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第4条、他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第60号

●中村議長 日程第10 議案第60号 令和7年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中施設課長。

●田中施設課長 議案第60号、令和7年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

公共下水道事業会計補正予算書11ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容について、14ページ、15ページをお開きください。

15ページ、収益的支出からご説明いたします。

1款下水道事業費用1項営業費用において、5目総係費に職員人件費708万1,000円を追加。

なお、職員人件費の補正につきましては、令和7年人事院勧告などに伴う補正であ

ります。

次に、14ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款下水道事業収益2項営業外収益、3目他会計補助金に一般会計補助金708万1,000円を追加。

次に、11ページに戻りまして、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を1,336万2,000円に改める。

第4条、他会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億6,026万4,000円に改めるものであります。

なお、今回の補正により、17ページから19ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表が変更になっておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

令和7年度豊頃町公共下水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

14ページをお開きください。

1款下水道事業収益。

( 質 疑 な し )

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

15ページをお開きください。

1款下水道事業費用。

( 質 疑 な し )

●中村議長 次に、11ページに戻っていただき、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第4条、他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第61号

●中村議長 日程第11 議案第61号 豊頃町議会議員及び豊頃町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書1ページをご覧ください。

議案第61号、豊頃町議会議員及び豊頃町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布されたことにより、最近における物価の変動等に鑑み、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、豊頃町議会議員及び豊頃町長の選挙においても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行う提案をするものであります。

改正内容についてご説明いたします。

議案説明書1ページをご覧ください。

第8条は、選挙運動用ビラの作成費用の改正で、1枚当たりの作成単価の上限を「7円73銭」から「8円38銭」に、第11条は、選挙運動用ポスターの作成費用の改正で、1枚当たりの作成単価の上限を「541円31銭」から「586円88銭」にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則として、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第62号

●中村議長 日程第12 議案第62号 豊頃町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案第62号、豊頃町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の提案理由についてご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

本案の提案理由は、児童福祉法の改正に伴い、新たに生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が就労要件を問わず時間単位で利用できる乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、同法第34条の16第1項において、市町村において条例で基準を定めなければならないとしていることから、豊頃町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について条例を制定するものです。

本案の制定内容につきましては、別紙議案説明書の説明第2号によりご説明いたしますので、議案説明書の3ページをご覧ください。

条例の内容は、第1条に本条例制定の趣旨を、第2条に本条例において使用する用語の定義を、第3条に本町が定める基準は内閣府令で定める基準とする旨を、第4条に内閣府令で定めのない本事業の実施主体から暴力団等を排除する規定を、第5条にこの条例のほか、必要な事項は町長が別に定める規定について、それぞれ定めるものであります。

なお、附則に施行期日を規定しております。

説明は以上ですので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番小笠原議員。

●小笠原議員 本条例に関しては、内閣府令に従い、制定されるような形かと思えますけれども、現状の我が町の保育施設の運営状況を考えますと、本制度を運用する上で対応が必要な点が発生すると考えられますことから、3点ほど質問します。

まず1点目ですけれども、本通園制度は、茂岩保育所、大津保育所の両方で利用できると考えてよいのでしょうか。

2点目ですけれども、先ほどの説明にもありましたけれども、本制度の対象年齢は生後6か月から満3歳未満とのことですが、現状、我が町の一時保育及び茂岩保育所の受入年齢は満1歳から、大津保育所においては満2歳からとなっております。

それぞれの保育所において、設定年齢以下の受け入れは現状の体制で可能なのか。こちらが2点目の質問です。

最後、3点目ですけれども、この町内において、現状、本制度を利用できる対象の子どもの数はどれくらいいるのか。また、現状の保育施設における保育士の配置状況や配置基準、あとは現在在籍している園児数を考慮した場合、1日当たりどれくらいの人数が受入可能なのか。

以上、3点をお伺いいたします。

●中村議長 鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず一つ目の茂岩保育所、大津保育所両方で利用できるのかというご質問でしたが、これは茂岩保育所を事業の場として活用したいと考えております。

対象者につきましては、町内全域のうち保育所等に通所していないお子さんとなりますので、現在、大津保育所、茂岩保育所の2か所ございますが、町内にお住まいの方であれば、茂岩保育所でこの事業の利用が可能ということです。

二つ目の質問の、保育所の受入年齢基準と異なるが受入可能かということですが、今回、国から示されている制度は、生後6か月から満3歳未満の間で給付を受けられるということであります。

よって、今、茂岩保育所と大津保育所の受入年齢は、それぞれ先ほど議員がおっしゃったとおりですが、実際、この事業の受け入れに当たっては6か月から3歳未満までを対象に受け入れていきたいと考えております。

この事業につきましては、保育所と違って月10時間以内というかなり限定された事業となっておりますので、その中で任意の曜日も設定しながら受け入れていきたいと思っております。

三つ目の質問、受入人数ですけれども、豊頃町子ども・子育て支援事業計画の中で量の見込みと提供体制の確保について、1日3人程度と見込んでおります。

ただし、3人を超える場合については、日程を調整しながら、別日程で利用してい

ただ形を考えております。

実際、今、こどもプラザの中に茂岩保育所、子育て支援センター、学童保育所、ことばの教室もあって、その中でそれぞれの保育士が事業を進めておりますけれども、保育士自体は、茂岩保育所、ことばの教室、子育て支援センターそれぞれに張り付いているわけではございませんので、その中でシフトを組みながら、うまく運用を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 ちょっと再質問させていただきたいのですけれども、先ほど、課長の答弁で、1日当たりの受入人数について、3人程度とありました。

このことは、ゼロ歳児、生後6か月から満1歳未満の保育士配置基準が、保育士1人につき3人までということも根拠になっているのかなと思います。

また、増える場合に関しては、状況等を見ながら対応するというお話でありました。1か月で10時間までということですが、1日の利用時間等に制限等を設ける予定はあるのか伺います。

それから、もう1点ですが、こども誰でも通園制度に関しては生後6か月からということで、今後、茂岩保育所を主体として実施するというお話がありましたけれども、こちらの一時保育や保育所の受入年齢の引き下げについてはどのように考えているのでしょうか。あくまでもこども誰でも通園制度が生後6か月からを対象とするのであって、これまでの一時保育や保育所の受入年齢等については、このまま現状維持でいくのか、それらについて回答をお願いいたします。

以上です。

●中村議長 鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 ただいまのご質問の保育時間ですが、午前8時半から午前11時半までという時間帯で、現状、考えています。

もう1点、ほかの保育所、一時保育を含めた対象年齢の引き下げということですが、これについては、現状、考えていません。あくまでもこの事業についてのみ、生後6か月からということで国から示されて、今、進められておりますので、この分についてのみ考えているところです。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 これで最後の質問になります。

今回の場合ですと、我が町の茂岩保育所では、生後6か月から1歳未満の、これまで見ていなかった子どもを、1日3時間ということですので、恐らく月に最大でも3

日程度かなと思いますけれども、新たに受け入れることとなります。

そういった対応は、保育士の皆さん、現場の方にとっても、新たな運用、管理が必要というところもあり、新しくいろいろ対応していかなければいけないところもあるので、非常に大変かと思いますが、しっかり現場にも配慮しながら、よりよい運営体制を取っていただければと思います。

●中村議長 鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 我が町の子どもたちの成長を温かく見守っていくことも含めて、親御さんの負担もなくすというところで、この事業について取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 これから討論を行います。討論ありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 同意案第5号

●中村議長 日程第13 同意案第5号 豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書5ページをお開きください。

同意案第5号、豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、令和8年2月6日をもって任期満了となる現委員の吉村和敏氏を再度選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町北栄114番地。

氏名は、吉村和敏氏であります。

任期は、令和8年2月7日から令和11年2月6日までであります。

以上でありますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから同意案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号は同意することに決定しました。

◎ 同意案第6号

●中村議長 日程第14 同意案第6号 豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書7ページをお開きください。

同意案第6号、豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

本案は、令和8年2月28日をもって任期満了となる現委員の熊野幸雄氏を再度選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩栄町183番地10。

氏名は、熊野幸雄氏であります。

任期は、令和8年3月1日から令和11年2月28日までであります。

以上でありますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第6号は同意することに決定しました。

### ◎ 休会の議決

●中村議長 日程第15 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、12月10日から同月14日までの5日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、12月10日から同月14日までの5日間、休会とすることに決定しました。

### ◎ 散会宣告

●中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員